

謹 啓

厚生労働省が実施しております調査につきましては、かねてから格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、昭和23年以降、毎年、賃金構造基本統計調査を実施しているところです。この調査は、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、性、学歴、年齢、勤続年数、経験年数等別に把握できる唯一の調査です。調査の結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金の決定、労災保険法の年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等に必須のものとなっております。

ところでこの調査は、常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、統計理論に基づいて選定された事業所を調査対象としており、このたび貴事業所に調査をお願いすることになりました。

この調査は、最も重要な統計の一つとして、調査対象に選定された事業所の皆様方に法律（統計法）上調査票の提出が義務づけられている「基幹統計」に指定されています。

つきましては、御多用中誠に恐縮でございますが、この調査の趣旨、重要性を御理解いただき、調査に御回答くださいますようお願い申し上げます。

調査票の作成に当たっては、共にお渡ししております「調査票記入要領」を参照の上、御記入ください。

また、御提出いただいた調査票は、統計調査のためにのみ使用され、徴税や労働基準監督など統計以外に使用することは絶対にありませんので、真実をありのまま記入していただきますようお願い申し上げます。

敬 白

平成28年6月

事業主各位

厚生労働省大臣官房統計情報部長



「賃金構造基本統計調査」についてのお願い

厚生労働省

厚生労働省では、「平成 28 年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に 7 月に実施します。

この調査は昭和 23 年より毎年実施され、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経過年数別等に明らかにすることを目的としており、国の実施する最も重要な統計の一つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

この調査は、主要産業に属する事業所のうち、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所、及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を調査の対象としております。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、都道府県労働局、労働基準監督署から事業主の皆様へ調査をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。